

寒河江市家庭児童相談室設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、寒河江市家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を設置し、家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化することを目的として制定する。

(設置)

第2条 相談室は、寒河江市福祉事務所内に設置するものとする。

(業務)

第3条 相談室においては、福祉事務所が行う家庭児童福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行うものとする。

(設備)

第4条 相談指導業務を円滑に行うために必要な設備を設けるものとする。

(職員)

第5条 相談室には、家庭児童相談に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（以下「家庭相談員」という。）を配置するものとする。

(職員の資格)

第6条 業務に従事する職員の資格は、次のとおりとする。

1 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事

家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条2第1号から第3号までの一に該当する者
- (2) 児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者

2 家庭相談員

家庭相談員は、寒河江市非常勤職員取扱要綱によるところの非常勤嘱託職員とし、人格円満で、社会的信望があり、健康で家庭児童福祉の増進に熱意を持つ者であって、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれからの相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 医師
- (3) 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

- (4) 前各号に準ずる者であって、家庭相談員として必要な学識経験を有する者

(職務と守秘義務)

第7条 業務に従事する職員の職務は、次のとおりとする。また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条を遵守しなければならないものとする。

1 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事

福祉事務所の職員に対する家庭児童福祉に関する技術的指導及び家庭児童福祉に関する福祉事務所の業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行うものとする。

2 家庭相談員

家庭児童相談に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行うものとする。

(運営)

第8条 業務に従事する職員は、相談室の効率的な運営を図るため、次のことに留意するものとする。

1 業務体制の確立

地域の家庭児童福祉の実態に対応する運営計画の策定及び関係職員等との連絡に十分配慮するものとする。

2 児童福祉関係諸機関との連絡協調

相談室の運営にあたっては、児童相談所、保健所、学校、警察署及び児童委員等との連絡協調を緊密にするものとする。

3 地域住民との連絡

相談室が地域住民に十分に活用されるように、その設置場所、業務内容等に関する広報活動を積極的に行うものとする。また、家庭児童相談が円滑に行われるように地域住民との通報体制の確立を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。